

(3) **[English]** The website of Ome City Government is also available in: English, Mandarin, Cantonese, Korean, Spanish and German.
[Español] La página web del Ayuntamiento de Ome está disponible también en: inglés, mandarín, chino cantones, coreano, español y alemán.

男女共同参画週間 6月23日～29日 「走り出せ、性別のハードルを越えて、今」

平成30年度の男女共同参画週間は、「走り出せ、性別のハードルを越えて、今」をキャッチフレーズとして実施されます。男性も女性も、性別を超えて、職場で、学校で、地域で、家庭で、あらゆる分野でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するために、政府や地方公共団体だけでなく、皆さん一人ひとりの取り組み



男女平等参画啓発講座 「女性の再就職支援パソコン講座」

日時 7月2日(月)、5日(木)、9日(月)、13日(金) (4回) 午前9時30分～11時30分
 会場 市役所2階会議室
 対象 ハローワーク青梅に求職登録している、市内在住でパソコン操作のできる女性
 内容 ビジネスシーンで活用できるパソコンスキル(エクセル等の基本操作、メール、検索機能等)▽仕事の探し方等就職をするための

土砂災害対応訓練に合わせた「緊急速報メール」を配信します

6月24日(日)の午前10時～正午に今井地区(第11支庁)で実施する土砂災害対応訓練に合わせ、緊急速報メールによる土砂災害情報の発信訓練および青梅市メール配信サービスによる情報発信訓練を実施します。今回は「訓練」と付して配信され、実災害ではありませんのでご注意ください。

平成30年度国民健康保険税について

国民健康保険は、退職後に入社する方が多くなっており、構成年齢が高く、医療技術の高度化などにより、医療費が年々増加しています。一方、医療費を賄う国民健康保険収入の確保が難しく、恒常的な財源不足が続いています。この不足を補うために、市の一般会計から多額の赤字補てんをしており、一般会計からの繰り入れは、市民サービスにも大きな影響を与えることとなります。

平成30年度後期高齢者医療保険料について

保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費等に応じて定めています。平成30・31年度(30年4月1日～32年3月31日)の保険料率は、30年1月の広域連合議会で議決されました。保険制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

雨水の処理について

雨水が敷地の外に排水されるようになっていませんか? 敷地内の雨水が道路に排出されるといつ水や冠水の一因になります。今一度、ご自宅などの周りの確認をお願いします。

風水害時の行動 早めの避難が大切です!

風水害は、毎年発生のおそれがある災害です。山間部の多い青梅市では、特に土砂災害に警戒しなければなりません。風水害は、地震などと異なり、台風接近や長雨が続き、ある程度事前に災害発生を予測することができると、早めの避難行動をとることで、被害を最小限にすることができます。

表1 平成30年度の税率等および課税限度額

区分	30年度	29年度	引き上げ率・額
医療分	所得割	5.70%	5.35% 0.35%
	被保険者均等割	26,600円	26,300円 300円
	課税限度額	580,000円	540,000円 40,000円
支援金分	所得割	1.80%	1.70% 0.10%
	被保険者均等割	9,600円	8,900円 700円
	課税限度額	190,000円	190,000円 据え置き
介護分	所得割	1.65%	1.55% 0.10%
	被保険者均等割	9,800円	9,300円 500円
	課税限度額	160,000円	160,000円 据え置き

表2 減額対象世帯

減額割合	30年度	29年度
7割軽減	変更なし	世帯全体の所得が330,000円以下
5割軽減	世帯全体の所得が330,000円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×275,000円以下	世帯全体の所得が330,000円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×270,000円以下
2割軽減	世帯全体の所得が330,000円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×500,000円以下	世帯全体の所得が330,000円+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×490,000円以下

特定同一世帯所属者数とは、国民健康保険加入者が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行した後も75歳未満で引き続き国民健康保険加入者がいる世帯の場合、移行した後期高齢者医療制度加入者数を言います。

◆保険料の決め方
 保険料は被保険者一人ひとりにかかります。
保険料額(年額) 100円未満切り捨て(限度額62万円) = **均等割額** 被保険者1人当たり43,300円 + **所得割額** 賦課のもととなる所得金額×所得割率8.80%

◆保険料の軽減について
 所得が一定基準以下の方に対して保険料の軽減を実施しています。29年度から段階的に一部が見直されています。なお、軽減には所得の申告が必要となる場合があります。
 ▷均等割額の軽減 同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。30年度は軽減対象者(5割および2割軽減)が拡大されました。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+(27万5千円×被保険者の数)以下	5割
33万円+(50万円×被保険者の数)以下	2割

◆所得割額の軽減 被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。国の軽減特例として、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方を対象に所得割額の20%軽減が行われていましたが、30年度以降は廃止されます。都広域連合独自の軽減措置(50%または25%)は30・31年度も継続します。

◆被扶養者だった方の保険料の軽減 後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合を除く)の被扶養者だった方は、次のとおり均等割額の軽減を受けることができ、当面の間所得割額はかかりません。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合(国+広域連合)	
	29年度	30年度
15万円以下	20%+50%=70%	0%+50%=50%
20万円以下	20%+25%=45%	0%+25%=25%

29年度	30年度	31年度以降
均等割7割軽減	均等割5割軽減	加入から2年を経過する月まで均等割5割軽減

◆軽減を受けることができるのは、制度加入から2年を経過する月までです。
 ※29年3月31日までに被扶養者軽減の対象となった方は、30年度をもって、被扶養者軽減の期間が終了となります。
 ※29年4月1日以降被扶養者軽減の対象となった方は、30年度は均等割額5割軽減となり、以降加入から2年を経過する月まで5割軽減となります。
 ※低所得による均等割の軽減に該当する場合は、軽減割合の高いほうが優先されます。また、被扶養者軽減期間終了後も、均等割軽減に該当する場合は、所得に応じた均等割額の軽減を受けることができます。

問い合わせ(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)
 ▷制度について…東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570-086-519(1P電話、PHSからは☎03-3222-4496)、☎0570-086-075
 ▷個人情報を含むことについて…市保険年金課後期高齢者医療係